

○内閣府令第 号
厚生労働省

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 労働省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第百五十二条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一 「略」 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ 有価証券（ホに掲げるものと並びにへ及びチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 略」 へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 略」 三 「略」	(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 第百五十二条の十二 「同上」 一 「同上」 二 「同上」 イ 有価証券（ホに掲げるものと及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。） 「ロ」ホ 同上」 へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 「ト・チ 同上」 三 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。